

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年5月23日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

議案第6号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議案第7号 農地法第3条の規定による許可について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第11号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議案第12号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第8号 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第10号 農地改良届出について

農業委員

出席者 11名

2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	5番 加藤ふく子	6番 加藤 彰夫
8番 山本 坂一	9番 山田 正子	10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕
12番 塚本 信子	13番 酒井 行教	14番 杉浦 俊広	

欠席者 3名

1番 山田 友樹	4番 近藤 輝彦	7番 塚本 忠
----------	----------	---------

農地利用最適化推進委員

出席者 11名

1 番 近藤 俊彦	2 番 神谷 修二	5 番 戸田 一成	6 番 杉浦 克己
7 番 三浦 和博	8 番 尾嶋 二郎	9 番 杉浦 克敏	10 番 清水 文高
11 番 平野 正美	12 番 高須 哲也	13 番 稲垣 重雄	

欠 席 者 2 名

3 番 近藤 靖	4 番 岡村 信幸
----------	-----------

午前 10 時 00 分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記 2 名を指名する。

議事録署名者 11 番 神谷 友裕 12 番 塚本 信子

議 事

事務局 それでは、説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

議案第 6 号

令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、別紙様式に沿って説明させていただきますので、別添の別紙様式をお願いします。

まず、農業委員会の状況についてです。

1 の農業委員会の現在の体制として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数及び実数等について、2 の農家・農地等の概要として、農家数や農業者数、耕地面積について記載しております。

裏面をお願いします。Ⅱ最適化活動の実施状況についてです。

1 の最適化活動の成果目標として、(1) の農地の集積では、①に現状及び課題、②に令和 6 年度時点の目標、③に実績を記載しております。実績の表の一番下、目標に対する達成状況としては、98.4%であり、若干目標を下回っておりますが、点検結果としましては、担い手への利用集積の推進に努めており、今年度の活動は妥当と判断い

たしました。

次に、（２）の遊休農地の発生防止・解消として、同様に①に現状及び課題、②に令和６年度時点の目標、次ページの③には実績、④その他として農地の利用状況調査及び利用意向調査等の活動を記載しております。

③の実績ですが、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は３．２ｈａで、目標の０．８ｈａに対し達成状況は４００％となっており、点検結果としましては、新たな遊休農地発生の抑制及び解消を継続しており、今年度の活動は妥当と判断いたしました。

次に（３）の新規参入の促進として、こちらも同様に①に現状及び課題、②に令和６年度時点の目標、次ページ③には実績を記載しております。実績としては、新規参入者は２経営体であり、取得農地面積は０．１ｈａとなっており、点検結果としては、新規参入者の継続的な確保に努めており、今年度の活動は妥当と判断いたしました。

続きまして、２の最適化活動の活動目標ですが、（１）には推進委員等が最適化活動を行う日数目標を、（２）の活動強化月間の設定には①に令和６年度時点の目標、②に実績を記載しております。

次ページの（３）の新規参入相談会への参加については、①に目標、②に実績を記載しておりますが、昨年度はありませんでした。

総評といたしまして、農業委員会としては「目標に対して期待を上回る結果が得られた」と判断しました。

続いて、推進委員等の点検・評価結果としては、２７人全員が「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

次ページをお願いします。

Ⅲ事務の実施状況についてです。

１総会、部会の開催実績としては毎月総会を開催しており、２農地法第３条に基づく許可事務としては、年間２２件を処理・許可、３農地転用に関する事務としては、年間２５件処理・許可しております。

４の違反転用への対応については、令和６年度末時点の違反転用面積は７．２ｈａであり、年度当初と比較して表記の都合上違反転用解消

面積が 0 h a となっておりますが、実際には 1 4 0 m²の解消となりました。

別紙については以上となります。

議案書の 1 ページに戻っていただきまして、

(2) 提案理由について

この案を提案したのは、農業委員会等に関する法律第 3 7 条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないからであります。

以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第 6 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 の声あり)

異議なしと認め、議案第 6 号を原案通り決定します。

次に、議案第 1 2 号整理番号 1 2 を上程します。

なお、本件は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項により、私、加藤彰夫は退席いたします。

退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊宏 それでは事務局に説明を求めます。
委 員

事務局 それでは、説明させていただきます。
7 ページをお願いします。

議案第 1 2 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 1 2〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（期間）

令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 7 年 1 月 3 1 日まで

説明は以上です。

杉浦俊宏 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
委 員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第 1 2 号整理番号 1 2 を原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認め、議案第 1 2 号整理番号 1 2 を原案通り決定します。

（加藤彰夫委員着席）

議 長 次に、議案第 7 号から議案第 1 2 号及び報告第 6 号から報告第 1 0 号
までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

2 ページをお願いします。

議案第 7 号

農地法第 3 条の規定による許可について

〔受付番号 2〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受
人の経営面積は 1 4 1 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号
には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3 ページをお願いします。

議案第 8 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について

〔受付番号 1〕

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

申請地は、愛知教育大学の西約 2 5 0 m のところに位置しています。
農地区分は、街区に占める宅地の割合が 4 0 % を超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。
申請人は、申請地をガソリンスタンド用の地上タンクヤードへ抜けるための駐車場としておりますが、農地法上の手続きが取られていないことが判明しました。今後とも必要不可欠であるため、市街化調整区域内ではありますが、駐車場 3 0 0 m² の整備のため始末書添付のうえ、本申請に及んだものです。

4 ページをお願いします。

議案第 9 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

〔受付番号 3〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松図書館の北東約 2 5 0 m のところに位置しています。

住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族4人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅1棟142.43㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法開発許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

5ページをお願いします。

議案第10号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

〔受付番号2〕

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予発生日)

令和6年12月1日

(事由)

納税猶予適用のため

6ページをお願いします。

議案第11号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

〔受付番号2〕

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(原因)

故障（令和6年10月1日）

以下、〔受付番号3〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

7ページをお願いします。

議案第12号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号11〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和7年7月1日から令和11年11月30日まで

8 ページをお願いします。

報告第 6 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 2〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(転用事由)

共同住宅建築

以下、〔整理番号 4〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

9 ページをお願いします。

報告第 7 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 4〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

以下、12ページ〔受付番号18〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

13ページをお願いします。

報告第8号

農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(報告に係る土地の所在及び面積)

●●●●

(生産する農畜産物)

ミニトマト

(生産収量)

25,000kg

(反収)

5,000kg

(業務執行役員等の状況)

●●●●

14ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号3〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(解約通知日)

令和 7 年 4 月 2 9 日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、「整理番号 4」までの届出がありました。

内容につきましては、記載のとおりです。

1 5 ページをお願いします。

報告第 1 0 号

農地改良届出について

〔受付番号 1〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和 7 年 4 月 1 4 日から令和 7 年 6 月 1 3 日まで

以下、「整理番号 4」までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

杉本常男 報告第6号の受付番号4の件について、すでにここは畑ではなく駐
委 員 車場になってますが、始末書が出ていますか。

事 務 局 市街化区域の届出に関しては始末書不要の取扱いにしています。すで
に駐車場になっていますので、是正のための届出になります。地区と
しては市街化区域ですが、法務局の登記簿上で畑のままのところはまだあります。

議 長 こういう事案は何かがないとわからないことが多いのですか。

事 務 局 相続や売却のタイミングで届出が出てきて判明することが多いです。

稲垣重雄 報告第8号の整理番号1の件について、事業年度が3月に終了してい
委 員 ますが、5月に報告が上がってきたのですか。

事 務 局 事業年度終了後3か月以内に報告することになっています。

議 長 この法人が報告を受けていること以外をやるということは聞いていない
のですか。

事 務 局 特に聞いていません。

議 長 他に質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたし
ます。議案第7号から議案第12号及び報告第6号から報告第10号
までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第 7 号から議案第 1 2 号及び報告第 6 号から報告第 1 0 号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前 1 0 時 3 0 分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

1 1 番 _____

1 2 番 _____

本会議に参加した者

事務局長

近 藤 浩

係 長

酒 井 武 士

主 査

高 橋 佑 斗

主 事

須 田 裕 介

主 事

加 藤 立 紀